

## 富山市燃料価格高騰対策（タクシー車両導入）支援事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市燃料価格高騰対策（タクシー車両導入）支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者
- (2) 環境基準 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準
- (3) 運行に必要な改造費用 旧の交通事業者が用いていた車体ペイント等を車両を購入した交通事業者の表示に変更する等、運行に必要な最低限の改造費として市長が認めるもの
- (4) 補助対象期間 令和4年度中に購入し、令和5年2月28日までに車検手続きが完了したもの

### （補助金の交付）

第3条 市長は、市内に営業所を有する交通事業者が補助対象車両を導入する事業（ただし、他の国及び市補助金の交付を受けたものを除く。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### （補助対象車両）

第4条 補助対象車両は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 燃費改善に資する車両への更新であること
- (2) 法定耐用年数を超える車両の更新であること
- (3) 環境基準を満たすこと
- (4) その他市長が必要を認める要件

### （補助対象経費等）

第5条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表とおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の額
車両本体の購入価格及び運行に必要な改造費用の合計から消費税及び地方消費税の額を除いた額（上限250万円）。 なお、車両の更新の際に下取り料金が発生する場合には、補助対象経費から控除するものとする。	2分の1	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の額があるときは、切り捨てる。）

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする交通事業者は、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付条件）

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業補助により車両を取得した日から4年間は、当該車両を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効果的な運用を図ること。
- (2) 補助事業により取得した車両を当該取得の日から4年以内に処分しようとするときは、事前に市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得した車両を当該取得の日から4年以内に処分することにより、収入があり又は見込まれるときは、市長はその収入全部又は一部を返納させることができること。
- (4) 補助対象事業者は、補助金の交付の申請の内容に変更を生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した補助事業計画変更承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告した、その指示を受けること。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、補助金交付申請書及び実績報告書の提出をうけたときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、速やかに補助事業者への文書を交付して通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が補助金の交付を取り消された場合において、補助事業の当該取り消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(帳簿の備付け)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収支状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(細則)

第13条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金に限り適用する。

この要綱は、令和4年12月28日から施行する